

# 国立公文書館所蔵の 「サイゴン裁判」関連資料について

難波ちづる

サイゴン裁判は、フランス領インドシナの南部都市サイゴンにおいて、1946年10月から1950年3月にかけてフランスによって開廷された日本のB C級戦犯裁判である。裁判件数は全39件であり、判決内容は、起訴された人数が230人、死刑判決63人（うち欠席裁判37人）、無期判決23人（同4人）、有期判決112人（同2人）、無罪判決31人であった<sup>1</sup>。有罪判決を下された戦犯の身分の内訳は表1の通りである。

サイゴン裁判は、他のB C級戦犯裁判に比べると知名度の低い存在であるといえるであろう。その主な理由として、第一に、他の東南アジア諸国とは異なり、インドシナは、太平洋戦争期に日本が欧米宗主権を温存した唯一の地であり、戦時期の大半を通して、厳密には日本の占領下ではなく、フランスの植民地であり続けたということ、また、第二に、1944年夏の連合軍のフランス上陸までは、親独のヴィシー政府がフランスの政権を握っていたため、戦後にフランスが連合国の一員として日本の戦犯を裁いたというイメージを抱きにくいということが挙げられる<sup>2</sup>。

1945年3月の仏印処理まで、日本とフランスはいわば協力関係を築いてインドシナを共同統治していたのであり、仏印処理の際に日本軍と仏印軍の間で戦闘が繰り広げられた後、日本がこの地を完全に占領し、フランス人を収容したのは、敗戦前の五ヶ月間と短かった。そのため、裁かれる戦犯行為自体も他のB C級裁判と比べ少なく、裁判の規模も比較的小さいといえる（表2を参照<sup>3</sup>）。

表1 「サイゴン裁判で有罪判決を受けた戦犯の身分」

身分	人数
大佐	5
中佐	1
少佐	8
大尉	27
中尉	7
少尉	8
准尉	25
曹長	45
軍曹	37
伍長	41
兵長	11
上等兵	1
民間企業	6
軍属	2
外交官	2
通訳	4

表2 「各国BC級戦犯裁判の内容」

	アメリカ	イギリス	オーストラリア	オランダ	フランス	フィリピン	中国
裁判件数	456	330	294	448	39	72	605
起訴された人数	1453	978	949	1038	230	169	883

サイゴン裁判第1号と第2号は、窃盗容疑、禁止武器携帯容疑の軽罪であり、サイゴン軍事常設裁判所ではなく、サイゴン軽罪裁判所において、サイゴン裁判開廷以前に裁かれている<sup>4</sup>。よって実質的には第3号が最初の裁判であり、当館には、欠番である第三六号を除いた、第3号から第40号事件の裁判記録が保管されている（資料番号5367～5405）。この37件の裁判資料のほかに、17件に及ぶ関連資料と、37件の裁判で裁かれた事件の概要、被告氏名、所属、階級、本籍、判決内容等を一覧表にした「佛國戦争犯罪裁判概見表」（資料番号7134）、そして「サイゴン裁判総合資料」（資料番号5366）がある。この総合資料は日本語でかかれており、受刑者氏名や服役期間を記した

一覧表、サイゴン裁判の概要、恩赦の内容、そしてフランス外務省から国際赤十字社に送られた判決結果報告の日本語訳等からなる。また、この総合資料のなかには、一人の戦犯が、ベトナム南部にあるプロコンドール島の刑務所での生活のさまざまな側面をデッサンし、簡単なコメントをかいだ記録が含まれており、受刑者の生活や刑務所の様子をうかがい知ることができる。

次に第3号から第40号の裁判資料に関してその概要を述べよう。これらの基本的な構成は、フランス語原文の起訴状、判決文と、日本語の訳文である。そのほかに、裁判によっては、日本語でかかれた裁判の傍聴記録（裁判所が作成したフランス語の傍聴記録は、日本側には交付されなかったようである<sup>5)</sup>）、家族や支援者たちによる恩赦願い、刑期満了後、豊田隈雄氏や井上忠男氏らによつて行われた戦犯当事者や弁護人等に対する聞き取り調査、戦犯自身による手記、そして死刑判決を受けた戦犯による遺書、死刑執行の立会記録等がふくまれる。裁判によって資料や記録の充実度に差があることは否めない。初期の裁判においては、裁判を膨張した日本人たちによって傍聴記録を作成したり、資料をまとめたりすることはできなかつたが、中期以後は、資料を整備し、手分けして傍聴記録を作成し、それを後に日本に持ち帰って復員局に提出することができた、との証言がある<sup>6)</sup>。これらの傍聴記録には、フランス語が聞き取れずに抜け落ちている箇所はあるにせよ、起訴状、判決文の簡素な表記からは知ることのできない、裁判官、検事、弁護人、被告、証人の裁判での詳細なやりとりを垣間みることができる。

フランス語でかかれた起訴状、判決文は、1955年から1961年にかけて、日本政府の要求によってフランス政府が送付したものであると推察できる。日本は、B C 級戦犯裁判記録を関係国からの取り寄せる作業の一環で、数度にわたって、フランスにサイゴン裁判の関連資料の情報について照会している<sup>7)</sup>。さらに、起訴状と判決文だけでなく、フランスが保有するすべての裁判関連資料の複写を要求したようであるが、フランス側は、「裁判過程に関わる他の書類の複写の送付はとりわけ大変である<sup>8)</sup>」との理由で拒否している。おそらくフランス側も、独自の裁判傍聴記録や、弁護資料、検察資料、そして公判前に行われた予審の際に作成された資料等を保有していると考えられるが、現在までの調査では、フランスにおいてこれらの存在は確認できていない。ちなみに、フランスから日本に送付された起訴状と判決文には、複写資料の送り先として、フランス本国の陸軍軍事裁判局、法務省の戦争犯罪局、外務省が記載されており、複数の機関が裁判資料を保持していたはずである。しかし、フランス陸軍の資料が保管されている国防省の陸軍資料館にも、法務省の資料が保管されているフランス国立公文書館にも、関連資料をみつけることはできない<sup>9)</sup>。フランス外務省公文書館の資料目録には、「日本人戦犯」の項目がいくつかあるが、大半は東京裁判に関するものである。サイゴン裁判に触れた記述も若干あるが、裁判に直接関係する資料はみあたらない<sup>10)</sup>。また、フランス外務省で閲覧した、サイゴンから本省に送られた報告書の記述によると、戦犯容疑者リストや起訴状、判決文などの基本的な重要書類以外の予審などに関する詳細な資料は、その都度本国には送付していなかつた可能性もある。いずれにせよ、現地サイゴンで作成された裁判資料は、1954年のインドシナ戦争終結後、フランス撤退の混乱のなかで、本国に運ぶことはできず、他の多くの行政資料と同様、現地に残してきたといわれている<sup>11)</sup>。元サイゴン総領事で、サイゴン裁判では時に通訳も行った河野達一氏も、パリを訪れた際、裁判関係の資料は「ベトナムの事変」で散逸したとの話をフランス陸軍からきいたと、1959年の聞き取り調査で証言している<sup>12)</sup>。散逸、消失を免れた資料が現在のホーチミン市にある国家第二文書館に保管されている可能性もあるが、まだ調査段階である<sup>13)</sup>。つまり、フランスによって日本人戦犯が裁かれたこのサイゴン裁判に関する

資料は、当のフランスでは追跡することができないのである。よって、当館に保存されているサイゴン裁判資料は、原告国が裁判資料を保持し、公開している他の一部のB C級戦犯裁判の資料とは異なり、他では閲覧することのできない、非常に貴重なものであるといえる<sup>14</sup>。

- 1 国立公文書館蔵、平11法務 07134 100、佛國戦争犯罪裁判概見表
- 2 田中宏巳は「(略)日本とあまり戦った経験のないフランス、オランダなどが、闘いの割には多くのB C級戦犯を扱っているのが奇異に感じられるだろう。とくにフランスとは、真珠湾攻撃の前に仏領インドシナを占領しただけで、終戦までの間に戦闘を交えたことはなく、どうしてこのような結果になったのか納得しにくいのではないだろうか。」と述べている。田中宏巳『B C級戦犯』ちくま新書、2002年、17頁。(実際には、1940年9月のランソン事件や、1945年3月の仏印処理の際に、日仏間で戦闘は繰り広げられた。)
- 3 林博史『B C級戦犯裁判』岩波新書 2005年、61頁、表2 - 1、対日B C級戦犯裁判の裁判国別結果概要より一部抜粋。
- 4 国立公文書館蔵、平11法務 07134 100、佛國戦争犯罪裁判概見表
- 5 国立公文書館蔵、平11法務 07018 100、河野達一氏への聞き取り調査資料
- 6 同上
- 7 国立公文書館蔵、平11法務 06173 100
- 8 国立公文書館蔵、平11法務 06173 100、フランス外務省アジア・オセアニア課から在仏日本大使館への書簡
- 9 Ministere de la Defense, Service Historique de l'Armee de Terre (Vincennes), Archives Nationales de France (Paris)
- 10 Ministere des Affaires Etrangeres (Paris)
- 11 Centre des Archives d'Outre-Mer (Aix-en-Provence) のアーキビストの説明による。
- 12 国立公文書館蔵、平11法務 07018 100、河野達一氏への聞き取り調査資料
- 13 Trung Tam Luu Tru Quoc Gia 2 (ホーチミン市)
- 14 アメリカ、イギリス、オーストラリアでは、裁判記録ならびに裁判に関連する捜査報告や政策文書などが比較的整理されて公開されており、自由に閲覧することができる。フィリピンは公開されてはいるが整理状況がよくなく、中国とオランダは公開に制限がある。林博史 前掲書 14頁。
- 15 茶園義男編・解説『B C級戦犯中国・仏国裁判資料』不二出版、1992年
- 16 巣鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相 上巻』不二出版、1981年 (1952年発行の謄写版印刷『戦犯裁判の実相』をもとに活字化されたもの。)
- 17 毎日新聞東京本社社会部編『罪 届かなかつた十五通の遺書』河出書房新社、2002年
- 18 同上 8頁。